

農振の除外を希望される方へ

1. 対象

農業振興地域の農用地区域内の農地は、農業以外の目的（住宅・駐車場等）への農地転用が農振法並びに農地法によって厳しく制限されています。（原則として、非農地または農用地区域以外の土地を利用してください。）

しかし、やむを得ず農用地区域内の農地を他の目的に利用しようとする場合には、事前に農用地区域内からの除外申出手続きが必要となります。

ただし、農業以外の目的に資することにより、周辺の農地に支障が生じたり、農業施策の実施の妨げにならないよう、農振法により除外できる場合が限られておりますので、申出により必ず農振除外が容認される訳ではありません。

申出から除外決定まで概ね 1 年程度の期間を要します。（異議申立や審議の状況等によっては、更に日数を要する場合があります）

農用地区域内からの除外要件

※除外決定後は早期に事業着手できる具体的な計画がある方に限ります。

原則として、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- （１）申出する土地が農用地以外とすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替する土地がないこと。
 - ・ 農業振興地域以外に土地を所有していないか。
 - ・ 具体的な転用計画があり、農地法に基づく転用許可の見込みはあるか。
 - ・ 規模は妥当か。
- （２）申出地が除外されることで、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他農業上の利用に支障をおよぼす恐れがないと認められること。
 - ・ 他用途の土地の介在により効果的な利用に支障はないか。
 - ・ 隣接農地への出入口が確保できない等の影響はないか。
- （３）申出地が除外されることで、担い手農業者に対し、安定的な営農、経営する一団の農用地の集団化、農地の利用集積化に支障を及ぼさないこと。
 - ・ 認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営に支障が生じないか。
- （４）申出地が除外されることで、農用地区域内の農業用施設（道水路等）の機能に支障を及ぼす恐れがないと認められること。
 - ・ 土砂流入等により、用排水の停滞や汚濁水の流入等はないか。
- （５）申出地が国の直轄又は補助による土地改良事業又はこれに準ずる事業で農業用排水路の新設、区画整理、農用地の造成等の施行に係る区域にある場合は、事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して 8 年を経過した土地であること。
- （６）当該農用地の農地中間管理権の存続期間が満了していること。
- （その他）
 - ・ 農地法第 3 条による取得後 3 年 3 作以内の農地ではない。
 - ・ 中山間地域等直接支払制度、多面的機能発揮促進事業等の対象地ではない。
 - ・ 耕作放棄地再生活用や鳥獣被害対策等の各種補助金の対象地ではない。

2. 受付期間

【申出受付期間】 令和 4 年 2 月 1 日（火）～令和 4 年 2 月 28 日（月）

【申 出 方 法】 大月市産業観光課農林業担当へ直接提出してください。

※ 受付期間を過ぎての申出や郵送・FAX での申出は、受け付けできません。

3. 申出書への添付書類

- (1) 対象土地の全部事項証明書（3ヶ月以内のもの）【甲府地方法務局大月支局】
- (2) 公図写し（3ヶ月以内のもの）【甲府地方法務局大月支局】
- (3) 案内図（住宅地図等）
- (4) 事業計画書（事業概要書・平面図・立面図等）
- (5) 土地所有者・転用予定者の固定資産課税台帳兼名寄帳の写し【大月市税務課】
- (6) 土地の選定理由書（事業予定者が申出地を選定した理由）
- (7) 確約書
- (8) 土地改良区同意書（土地改良受益地の場合）
- (9) 相続同意書（未相続の場合）
- (10) 編入申出書（農振除外地を所有している場合）
- (11) その他（上記記載内容を補足する資料を必要に応じて添付して下さい。）

4. 注意事項

- (1) 申出者は、原則として土地の登記簿上の所有者です。土地所有者の住所が登記簿謄本記載の住所と違う場合は、その者が土地所有者であることを証明する書類（戸籍の附票等）が必要です。登記簿上の所有者が死亡している場合には、相続権者が申出できます。その際は申出者が相続人代表者であることを証明する書類を提出してください。
- (2) 申出のあった農地の除外については、山梨県知事の同意が必要となるため、関係機関との協議等に相応の期間を要します。また、県との事前協議が終了し、農業振興地域の整備に関する法律第11条第1項による公告までは、個々の案件の適否についての問い合わせには一切お答えできません。
- (3) 除外となった土地についての有効期間は、原則として除外された日の翌日から2年以内となり、期限の延長は認められません。有効期限の過ぎた農地は、期限後における農用地利用計画の見直しの際に、申出書の同意に基づき、農振農用地への編入を行います。
- (4) 農振除外の申出書を提出されても、必ず除外されるとは限りません。除外要件を満たしているかを精査し、全ての要件が満たされている案件のみが農振除外となります。

5. 問合せ・提出先

〒401-0015 山梨県大月市大月町花咲1608-19（花咲庁舎）
大月市 産業観光課 農林業担当 電話0554-20-1833